

様式第17（第23条関係）

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書

令和5年10月16日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

住所 東京都千代田区九段南四丁目8番8号

氏名 東京熱供給株式会社
代表取締役社長 和賀井 克夫

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定により次のとおり指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙のとおり
実施期日	令和6年1月1日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

添 付 書 類

1. 供給規程変更理由について
2. 熱供給規程新旧対照表
3. 指定旧供給区域収支見積書（様式第 15）
4. 新供給規程
5. 供給規程変更申請添付説明資料（熱供給規程算定要領 様式）

以 上

供給規程の変更理由について

1 変更理由について

当社は昭和57年2月に熱供給事業許可を受け、昭和58年4月より光が丘団地地区に熱供給を開始し、これまでの間、熱の安定供給、保安の確保、需要家サービスの向上等に全力で取り組んでまいりました。

同地区においては、前回（平成元年）の料金改定以降30年以上が経過する中で、設備の老朽化による改修工事や設備再構築工事に伴う大規模投資が発生し、同地区の固定費は増加傾向にあります。そのため、様々な諸経費削減により、固定費の増加分を吸収しようと努めてまいりましたが、厳しい状況が継続しておりました。この状況下において、昨年のウクライナ情勢を契機とした世界的なエネルギー価格高騰によって、同地区の収支状況は急速に悪化しました。

一方、会社全体では、令和4年度は修繕費の圧縮、清掃工場排熱の効率的利用に全力で取り組み、約2.4億円の諸経費削減を図ったものの、今般の電力料・ガス代の高騰に伴い、令和4年度の収支は約1.6億円の大幅な赤字となりました。また会社収支の安定化を図るため、今年度から業務系3地区（自由化地点）への原燃料費調整制度導入を開始し、会社全体でも精一杯の取り組みを実施しております。

しかし、今年度のエネルギー価格は少し改善傾向にあるものの、依然として高水準を維持しており、会社全体の収支を圧迫するとともに、光が丘地区の変動費の急増は同地区における熱の安定供給に支障をきたしかねない状況にあります。

このような状況を勘案して、熱需要家のご理解を得つつ、今後の会社経営の安定化を図るため、現行の基本料金単価は変更せず、原燃料価格高騰分を従量料金単価に反映する熱料金値上げ申請を行うことといたしました。そのためには今回申請する固定費等の約32%を自主カットし、値上げ幅を抑えております。

また、熱料金改定のほか、お客さまとのお取引の一層の明確化を図るため、供給規程の内容、用語等につきましても変更いたします。

2 申請内容について

- ① 令和6年1月1日を実施期日として、平均8.8%の熱料金値上げの改定を行います。
- ② 内容、用語等の明確化に伴う供給規程の変更を行います。

以上

区域名：光が丘団地区	熱供給規程 (新) 変更後の熱供給規程	熱供給規程 (旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
光が丘団地区 熱供給規程 令和6年1月1日実施 東京熱供給株式会社	光が丘団地区 熱供給規程 令和元年10月1日実施 東京熱供給株式会社		新たに認可を受けるため

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
2023〇〇資第〇号 令和5年〇〇月〇〇日認可	20190606資第1号 令和元年9月10日認可	新たに認可を受けるため

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
目次	目次	
§ 1. 総則 1. 適用区域 2. 適用区域 3. 規程の認可および変更 4. 用語の定義 5. 単位および端数処理 6. 実施細則	§ 1. 総則 1. 適用区域 2. 適用区域 3. 規程の認可および変更 4. 用語の定義 5. 単位および端数処理 6. 実施細則	1 1 1 1 1 2 2
§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約 7. 使用の申込み 8. 熱供給契約の成立および変更 9. 契約容量の変更 10. 承諾の限界 11. 名義の変更 12. 契約の廃止	§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約 7. 使用の申込み 8. 熱供給契約の成立および変更 9. 契約容量の変更 10. 承諾の限界 11. 名義の変更 12. 契約の廃止	3 3 3 3 3 3 3
§ 3. 供給 13. 供給方式 14. 供給期間および時間 15. 供給条件 16. 流量制限 17. 供給または使用の制限もしくは中止 18. 供給の停止およびその解除 19. 供給制限等の損害賠償 20. お客さまの土地および建物への立入り	§ 3. 供給 13. 供給方式 14. 供給期間および時間 15. 供給条件 16. 流量制限 17. 供給または使用の制限もしくは中止 18. 供給の停止およびその解除 19. 供給制限等の損害賠償 20. お客さまの土地および建物への立入り	4 4 4 4 6 6 6 7 7
§ 4. 工事 21. 工事の施工 22. お客さまの土地および建物の場所の提供 23. 電源および空気源の提供 24. 工事に伴う費用の負担	§ 4. 工事 21. 工事の施工 22. お客さまの土地および建物の場所の提供 23. 電源および空気源の提供 24. 工事に伴う費用の負担	7 7 7 7 8

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
§ 5. 受入施設の操作等 2 5. 受入施設の操作等 § 6. 保安 2 6. 保守および保安の責任分界 2 7. 連絡等 2 8. 受入施設の改善 2 9. 供給施設等の損傷防止 § 7. 料金 3 0. 料金の適用開始の日 3 1. 料金算定 3 2. <u>料金の算定期間</u> 3 3. 使用量の計算 3 4. 使用量の通知 3 5. 計量器故障時等の使用量の決定 3 6. 料金の支払義務 3 7. 日割計算 3 8. 熱媒体の放出等による賠償	§ 5. 受入施設の操作等 2 5. 受入施設の操作等 § 6. 保安 2 6. 保守および保安の責任分界 2 7. 連絡等 2 8. 受入施設の改善 2 9. 供給施設等の損傷防止 § 7. 料金 3 0. 料金の適用開始の日 3 1. 料金算定 3 2. 使用量の計算 3 3. 使用量の通知 3 4. 計量器故障時等の使用量の決定 3 5. 料金の支払義務 3 6. 日割計算 3 7. 熱媒体の放出等による賠償	8 8 8 8 9 9 9 9 9 9 1 0 1 0 1 0 1 1 1 1 1 1
附 則 1. この規程の実施期日 2. <u>新旧料金の切替措置</u> 3. 契約容量の換算 別表第 1 料金表 (住宅 供給方式 A) 別表第 2 料金表 (業務施設 供給方式 A・B)	附 則 1. この規程の実施期日 2. 消費税法の改正に伴う経過措置 3. 契約容量の換算 4. 計量値の換算 別表第 1 料金表 (住宅 供給方式 A) 別表第 2 料金表 (業務施設 供給方式 A・B)	1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 3 1 4

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
§ 1. 総 則 1. 目 的 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。 2. 適 用 区 域 この規程は、次の供給区域に適用します。 東京都練馬区光が丘一丁目4番から6番まで 東京都練馬区光が丘二丁目から七丁目まで 東京都練馬区旭町一丁目33番、二丁目1番、11番 東京都練馬区高松五丁目8番の一部 東京都練馬区高松五丁目24番 東京都板橋区赤塚新町三丁目31番から36番まで 3. 規程の認可および変更 (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。 4. 用 語 の 定 義 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、熱源水、温水および冷水をいいます。 (2) 「サブステーション」とは、供給方式Aの場合で、熱源水を利用して温水および冷水を製造するヒートポンプ等の設備をいいます。 (3) 「導管」とは、センタープラントの機械室外壁からサブステーション機械室入口までの熱源水管をいいます。 (4) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。 (5) 「計量器」とは、熱の使用量を計量して、料金算定の基礎とするための住宅および業務施設の熱量計及び流量計をいいます。 (6) 「供給施設」とは、センタープラント、サブプラント、サブステーション（建物を除く）、導管および供給制御装置、これらに付属する施設をいいます。 (7) 「受入施設」とは、次のとおりとします。 ＜供給方式A＞ ① サブステーションを独立した建物に設置した場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。	§ 1. 総 則 1. 目 的 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。 2. 適 用 区 域 この規程は、次の供給区域に適用します。 東京都練馬区光が丘一丁目4番から6番まで 東京都練馬区光が丘二丁目から七丁目まで 東京都練馬区旭町一丁目33番、二丁目1番、11番 東京都練馬区高松五丁目8番の一部 東京都練馬区高松五丁目24番 東京都板橋区赤塚新町三丁目31番から36番まで 3. 規程の認可および変更 (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。 4. 用 語 の 定 義 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、熱源水、温水および冷水をいいます。 (2) 「サブステーション」とは、供給方式Aの場合で、熱源水を利用して温水および冷水を製造するヒートポンプ等の設備をいいます。 (3) 「導管」とは、センタープラントの機械室外壁からサブステーション機械室入口までの熱源水管をいいます。 (4) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。 (5) 「計量器」とは、熱の使用量を計量して、料金算定の基礎とするための住宅および業務施設の熱量計及び流量計をいいます。 (6) 「供給施設」とは、センタープラント、サブプラント、サブステーション（建物を除く）、導管および供給制御装置、これらに付属する施設をいいます。 (7) 「受入施設」とは、次のとおりとします。 ＜供給方式A＞ ① サブステーションを独立した建物に設置した場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。	

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
②サブステーションを建物に併置し、当該建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁内側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。 ③サブステーションを建物に併置し、隣接建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。 ＜供給方式B＞ 原則として業務施設建物内1メートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器をいいます。 (8)「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。 (9)「供給方式A」とは、サブステーションで製造された温水および冷水を住宅および業務施設に供給する方式をいいます。 (10)「供給方式B」とは、センタープラントで製造された温水および冷水を業務施設に供給する方式をいいます。 (11)「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。 (12)「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。 (13)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (14)「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。 5. 単位および端数処理 この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。 (1) 契約容量の単位は、1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。 (2) 温水および冷水の使用量の単位は、1MJ（1メガジュール）とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。 給湯の使用量の単位は、100L（100リットル）とし、100L未満の端数は、切り捨てます。 (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。 6. 実施細則 この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつとお客様さまと当社との協議によって定めます。	②サブステーションを建物に併置し、当該建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁内側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。 ③サブステーションを建物に併置し、隣接建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。 ＜供給方式B＞ 原則として業務施設建物内1メートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器をいいます。 (8)「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。 (9)「供給方式A」とは、サブステーションで製造された温水および冷水を住宅および業務施設に供給する方式をいいます。 (10)「供給方式B」とは、センタープラントで製造された温水および冷水を業務施設に供給する方式をいいます。 (11)「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。 (12)「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。 (13)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。 (14)「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。 5. 単位および端数処理 この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。 (1) 契約容量の単位は、1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。 (2) 温水および冷水の使用量の単位は、1MJ（1メガジュール）とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。 給湯の使用量の単位は、100L（100リットル）とし、100L未満の端数は、切り捨てます。 (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。 6. 実施細則 この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつとお客様さまと当社との協議によって定めます。	

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約 7. 使用の申込み お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 8. 熱供給契約の成立および変更 (1) 熱供給契約 (以下「契約」といいます。) またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。 9. 契約容量の変更 お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。 10. 承諾の限界 当社は、需給状況その他の事由によりやむを得ない場合は、7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。 11. 名義の変更 お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまがそれまで熱の供給を受けていた従来のお客さまの熱の需給に関する全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。 12. 契約の廃止 (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。 (2) 契約期間中の料金その他の償権・償務は、契約が消滅しても消滅しません。 (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。	§ 2. 使用の申込みおよび熱供給契約 7. 使用の申込み お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。 8. 熱供給契約の成立および変更 (1) 熱供給契約 (以下「契約」といいます。) またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。 (2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。 9. 契約容量の変更 お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。 10. 承諾の限界 当社は、需給状況その他の事由によりやむを得ない場合は、7.に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。 11. 名義の変更 お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまがそれまで熱の供給を受けていた従来のお客さまの熱の需給に関する全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。 12. 契約の廃止 (1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。 (2) 契約期間中の料金その他の償権・償務は、契約が消滅しても消滅しません。 (3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。	

(新) 変更後の熱供給規程		(旧) 現行の熱供給規程		変更の理由																														
§ 3. 供給方式		§ 3. 供給方式																																
13. 供給方式		13. 供給方式																																
(1) 住宅		(1) 住宅																																
供給方式Aによって熱を供給します。		供給方式Aによって熱を供給します。																																
(2) 業務施設		(2) 業務施設																																
供給方式A、供給方式Bによって熱を供給します。		供給方式A、供給方式Bによって熱を供給します。																																
14. 供給期間および時間		14. 供給期間および時間																																
熱の供給は、次のとおりとします。		熱の供給は、次のとおりとします。																																
<table><tr><td>給湯</td><td>期 間</td><td>時 間</td></tr><tr><td>給湯</td><td>通 年</td><td>終 日</td></tr><tr><td>温水 (住宅暖房用)</td><td>10月25日～4月20日</td><td>終 日</td></tr><tr><td>温水 (業務施設暖房用)</td><td>10月25日～4月20日</td><td>8時30分～21時</td></tr><tr><td>冷水</td><td>5月1日～10月10日</td><td>8時30分～21時</td></tr></table>		給湯	期 間	時 間	給湯	通 年	終 日	温水 (住宅暖房用)	10月25日～4月20日	終 日	温水 (業務施設暖房用)	10月25日～4月20日	8時30分～21時	冷水	5月1日～10月10日	8時30分～21時	<table><tr><td>給湯</td><td>期 間</td><td>時 間</td></tr><tr><td>給湯</td><td>通 年</td><td>終 日</td></tr><tr><td>温水 (住宅暖房用)</td><td>10月25日～4月20日</td><td>終 日</td></tr><tr><td>温水 (業務施設暖房用)</td><td>10月25日～4月20日</td><td>8時30分～21時</td></tr><tr><td>冷水</td><td>5月1日～10月10日</td><td>8時30分～21時</td></tr></table>		給湯	期 間	時 間	給湯	通 年	終 日	温水 (住宅暖房用)	10月25日～4月20日	終 日	温水 (業務施設暖房用)	10月25日～4月20日	8時30分～21時	冷水	5月1日～10月10日	8時30分～21時	
給湯	期 間	時 間																																
給湯	通 年	終 日																																
温水 (住宅暖房用)	10月25日～4月20日	終 日																																
温水 (業務施設暖房用)	10月25日～4月20日	8時30分～21時																																
冷水	5月1日～10月10日	8時30分～21時																																
給湯	期 間	時 間																																
給湯	通 年	終 日																																
温水 (住宅暖房用)	10月25日～4月20日	終 日																																
温水 (業務施設暖房用)	10月25日～4月20日	8時30分～21時																																
冷水	5月1日～10月10日	8時30分～21時																																
ただし、期間および時間については、お客さまと協議のうえ変更することがあります。		ただし、期間および時間については、お客さまと協議のうえ変更することがあります。																																
15. 供給条件		15. 供給条件																																
(1) 供給方式Aの場合		(1) 供給方式Aの場合																																
①送り温度		①送り温度																																
送り温度は、サブステーションの出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。		送り温度は、サブステーションの出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。																																
<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>給湯</td><td>60℃</td><td>54℃～64℃</td></tr><tr><td>温水</td><td>60℃</td><td>54℃～64℃</td></tr><tr><td>温水 (業務施設)</td><td>45℃</td><td>40℃～50℃</td></tr><tr><td>冷水</td><td>7℃</td><td>4℃～10℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	給湯	60℃	54℃～64℃	温水	60℃	54℃～64℃	温水 (業務施設)	45℃	40℃～50℃	冷水	7℃	4℃～10℃	<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>給湯</td><td>60℃</td><td>54℃～64℃</td></tr><tr><td>温水</td><td>60℃</td><td>54℃～64℃</td></tr><tr><td>温水 (業務施設)</td><td>45℃</td><td>40℃～50℃</td></tr><tr><td>冷水</td><td>7℃</td><td>4℃～10℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	給湯	60℃	54℃～64℃	温水	60℃	54℃～64℃	温水 (業務施設)	45℃	40℃～50℃	冷水	7℃	4℃～10℃	
	標準温度	許容範囲																																
給湯	60℃	54℃～64℃																																
温水	60℃	54℃～64℃																																
温水 (業務施設)	45℃	40℃～50℃																																
冷水	7℃	4℃～10℃																																
	標準温度	許容範囲																																
給湯	60℃	54℃～64℃																																
温水	60℃	54℃～64℃																																
温水 (業務施設)	45℃	40℃～50℃																																
冷水	7℃	4℃～10℃																																
ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。		ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。																																
②圧力		②圧力																																
サブステーションにおける給湯・温水および冷水の運転時圧力は、各サブステーションの位置を基準として、次のとおりとします。		サブステーションにおける給湯・温水および冷水の運転時圧力は、各サブステーションの位置を基準として、次のとおりとします。																																
<table><tr><td></td><td>圧 力 範 囲</td></tr><tr><td>送 り 管</td><td>0.04MPa～1.37MPa</td></tr><tr><td>返 り 管</td><td>0.02MPa～0.98MPa</td></tr></table>			圧 力 範 囲	送 り 管	0.04MPa～1.37MPa	返 り 管	0.02MPa～0.98MPa	<table><tr><td></td><td>圧 力 範 囲</td></tr><tr><td>送 り 管</td><td>0.04MPa～1.37MPa</td></tr><tr><td>返 り 管</td><td>0.02MPa～0.98MPa</td></tr></table>			圧 力 範 囲	送 り 管	0.04MPa～1.37MPa	返 り 管	0.02MPa～0.98MPa																			
	圧 力 範 囲																																	
送 り 管	0.04MPa～1.37MPa																																	
返 り 管	0.02MPa～0.98MPa																																	
	圧 力 範 囲																																	
送 り 管	0.04MPa～1.37MPa																																	
返 り 管	0.02MPa～0.98MPa																																	
ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。また、給湯が建物所有者の給水装置の圧力をもって供給する方式の場合は、その運転時圧力とします。		ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。また、給湯が建物所有者の給水装置の圧力をもって供給する方式の場合は、その運転時圧力とします。																																

(新) 変更後の熱供給規程		(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由									
(2)供給方式Bの場合												
①送り温度 送り温度は、受入施設の入口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>温 水</td><td>45℃</td><td>40℃～50℃</td></tr><tr><td>冷 水</td><td>7℃</td><td>4℃～10℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	温 水	45℃	40℃～50℃	冷 水	7℃	4℃～10℃	ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。	
	標準温度	許容範囲										
温 水	45℃	40℃～50℃										
冷 水	7℃	4℃～10℃										
②返り温度 返り温度は、受入施設の出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>温 水</td><td>35℃</td><td>34℃～38℃</td></tr><tr><td>冷 水</td><td>12℃</td><td>11℃～13℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	温 水	35℃	34℃～38℃	冷 水	12℃	11℃～13℃		
	標準温度	許容範囲										
温 水	35℃	34℃～38℃										
冷 水	12℃	11℃～13℃										
③圧力 温水および冷水の通常の圧力は、TP（東京湾中等潮位）+32.84mの基準で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>圧 力 範 囲</td></tr><tr><td>送 り 管</td><td>0.24MPa～0.58MPa</td></tr><tr><td>返 り 管</td><td>0.04MPa～0.14MPa</td></tr></table>			圧 力 範 囲	送 り 管	0.24MPa～0.58MPa	返 り 管	0.04MPa～0.14MPa	ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。				
	圧 力 範 囲											
送 り 管	0.24MPa～0.58MPa											
返 り 管	0.04MPa～0.14MPa											

(2)供給方式Bの場合												
①送り温度 送り温度は、受入施設の入口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>温 水</td><td>45℃</td><td>40℃～50℃</td></tr><tr><td>冷 水</td><td>7℃</td><td>4℃～10℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	温 水	45℃	40℃～50℃	冷 水	7℃	4℃～10℃	ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。	
	標準温度	許容範囲										
温 水	45℃	40℃～50℃										
冷 水	7℃	4℃～10℃										
②返り温度 返り温度は、受入施設の出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>標準温度</td><td>許容範囲</td></tr><tr><td>温 水</td><td>35℃</td><td>34℃～38℃</td></tr><tr><td>冷 水</td><td>12℃</td><td>11℃～13℃</td></tr></table>			標準温度	許容範囲	温 水	35℃	34℃～38℃	冷 水	12℃	11℃～13℃		
	標準温度	許容範囲										
温 水	35℃	34℃～38℃										
冷 水	12℃	11℃～13℃										
③圧力 温水および冷水の通常の圧力は、TP（東京湾中等潮位）+32.84mの基準で次のとおりとします。												
<table><tr><td></td><td>圧 力 範 囲</td></tr><tr><td>送 り 管</td><td>0.24MPa～0.58MPa</td></tr><tr><td>返 り 管</td><td>0.04MPa～0.14MPa</td></tr></table>			圧 力 範 囲	送 り 管	0.24MPa～0.58MPa	返 り 管	0.04MPa～0.14MPa	ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。				
	圧 力 範 囲											
送 り 管	0.24MPa～0.58MPa											
返 り 管	0.04MPa～0.14MPa											

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
16. 流量制限 当社は、熱媒体のお客さま側への供給流量が次の制限流量をこえる場合、制御弁により温水、または冷水の供給流量を制限させていただきます。 (1) 温 水 $\text{制限流量 (m}^3/\text{h)} = \frac{\text{温水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$ (2) 冷 水 $\text{制限流量 (m}^3/\text{h)} = \frac{\text{冷水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$ 17. 供給または使用の制限もしくは中止 当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。 (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合 (2) 供給施設に影響を与えるような障害が生じた場合 (3) 供給施設に故障が生じた場合 (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合 (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合 (6) その他保安上の必要がある場合 18. 供給の停止およびその解除 (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 ① 熱料金が35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合 ③ 20.の規定により当社係員がお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合 ④ 熱を不正に使用した場合 ⑤ 28.の規定により当社がお客さままたは建物所有者の受入施設の修繕等を求め、それが実行されない場合 ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合 (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。	16. 流量制限 当社は、熱媒体のお客さま側への供給流量が次の制限流量をこえる場合、制御弁により温水、または冷水の供給流量を制限させていただきます。 (1) 温 水 $\text{制限流量 (m}^3/\text{h)} = \frac{\text{温水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$ (2) 冷 水 $\text{制限流量 (m}^3/\text{h)} = \frac{\text{冷水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$ 17. 供給または使用の制限もしくは中止 当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。 (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合 (2) 供給施設に影響を与えるような障害が生じた場合 (3) 供給施設に故障が生じた場合 (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合 (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合 (6) その他保安上の必要がある場合 18. 供給の停止およびその解除 (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 ① 熱料金が35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日から起算して50日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合 ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合 ③ 20.の規定により当社係員がお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合 ④ 熱を不正に使用した場合 ⑤ 28.の規定により当社がお客さままたは建物所有者の受入施設の修繕等を求め、それが実行されない場合 ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合 (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。	

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
19. 供給制限等の損害賠償 (1) 当社は、17.の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害については、賠償の責めを負いません。 (2) 当社は、18.-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。 20. お客さまの土地および建物への立入り 当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さままたは建物所有者の承諾をえて係員をお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。 なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。 § 4. 工 事 21. 工事の施工 (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。 (2) 受入施設に関する工事は、お客さままたは建物所有者に施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器については、当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。 なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。 (3) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さままたは建物所有者に施工していただきます。 (4) お客さままたは建物所有者は、受入施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。 22. お客さまの土地および建物の場所の提供 (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。 (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所とさせていただきます。 23. 電源および空気源の提供 計量器、供給制御装置等に必要で電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。	19. 供給制限等の損害賠償 (1) 当社は、17.の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害については、賠償の責めを負いません。 (2) 当社は、18.-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。 20. お客さまの土地および建物への立入り 当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さままたは建物所有者の承諾をえて係員をお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。 なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。 § 4. 工 事 21. 工事の施工 (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。 (2) 受入施設に関する工事は、お客さままたは建物所有者に施工していただきます。ただし、受入施設のうち、計量器については、当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。 なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。 (3) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さままたは建物所有者に施工していただきます。 (4) お客さままたは建物所有者は、受入施設的设计・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。 22. お客さまの土地および建物の場所の提供 (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。 (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所とさせていただきます。 23. 電源および空気源の提供 計量器、供給制御装置等に必要で電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。	

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
24. 工事に伴う費用の負担 (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費についてはお客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。 (2) 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者の所有とし、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (3) 受入施設のうち、計量器は当社の所有としますが、これに要する工事費は、お客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。 ただし、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。 (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (5) お客さままたは建物所有者の都合により供給施設の取り替え、移設等の工事を行う場合または特殊な施設を設置する場合、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (6) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さままたは建物所有者所有の施設の修繕に要する費用はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 ただし、当社所有の施設であつてもお客さままたは建物所有者の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さままたは建物所有者から修繕に要した費用をいただきます。 (7) 契約成立後、お客さままたは建物所有者の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。 (8) お客さままたは建物所有者に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとします。 § 5. 受入施設の操作等 25. 受入施設の操作等 受入施設（当社所有の施設を除く。）の操作、検査等は、原則として別に定める実施細則に従つてお客さままたは建物所有者に行つていただきます。 ただし、供給施設に影響を与えると予想される操作、検査等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。 § 6. 保安 26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者において保守および保安の責任を負つていただきます。	24. 工事に伴う費用の負担 (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費についてはお客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。 (2) 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者の所有とし、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (3) 受入施設のうち、計量器は当社の所有としますが、これに要する工事費は、お客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。 ただし、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。 (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (5) お客さままたは建物所有者の都合により供給施設の取り替え、移設等の工事を行う場合または特殊な施設を設置する場合、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 (6) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さままたは建物所有者所有の施設の修繕に要する費用はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。 ただし、当社所有の施設であつてもお客さままたは建物所有者の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さままたは建物所有者から修繕に要した費用をいただきます。 (7) 契約成立後、お客さままたは建物所有者の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。 (8) お客さままたは建物所有者に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとします。 § 5. 受入施設の操作等 25. 受入施設の操作等 受入施設（当社所有の施設を除く。）の操作、検査等は、原則として別に定める実施細則に従つてお客さままたは建物所有者に行つていただきます。 ただし、供給施設に影響を与えると予想される操作、検査等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。 § 6. 保安 26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者において保守および保安の責任を負つていただきます。	

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さままたは建物所有者は、お客さままたは建物所有者所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の供給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さままたは建物所有者は、お客さま建物内の当社所有の施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、当社に連絡していただきます。 28. 受入施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求め、またはその使用をお断りすることがあります。 29. 供給施設等の損傷防止 供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、導管、分岐ボックスの上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。 § 7. 料金 30. 料金の適用開始の日 料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。 31. 料金算定 (1) 住宅 ① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 ② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて住宅の型式に応じて別表第1により毎月算定します。 ③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第1により毎月算定します。 (2) 業務施設 ① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 ② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、別表第2により毎月算定します。	27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さままたは建物所有者は、お客さままたは建物所有者所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の供給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さままたは建物所有者は、お客さま建物内の当社所有の施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、当社に連絡していただきます。 28. 受入施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求め、またはその使用をお断りすることがあります。 29. 供給施設等の損傷防止 供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、導管、分岐ボックスの上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないよう地盤面を維持していただきます。 § 7. 料金 30. 料金の適用開始の日 料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。 31. 料金算定 (1) 住宅 ① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 ② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて住宅の型式に応じて別表第1により毎月算定します。 ③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第1により毎月算定します。 (2) 業務施設 ① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。 ② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、別表第2により毎月算定します。	表現の修正 別表の表記に合わせて修正したもの 表現の修正

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第2により毎月算定します。 32. 料金の算定期間 <u>料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間（以下「検針期間」といいます。）とします。</u> <u>ただし、熱の供給を開始し、または需給契約を廃止した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間または、直前の検針日の翌日から廃止日の前日までの期間とします。</u> 33. 使用量の計算 (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。 (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。 (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、給湯 100 L、冷水、温水は 1 M J とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。 34. 使用量の通知 当社は、33. の規定により計算した使用量を検針日にお客さまに通知します。 35. 計量器故障時等の使用量の決定 計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。	③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第2により毎月算定します。 32. 使用量の計算 (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。 (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。 (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、給湯 100 L、冷水、温水は 1 M J とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。 33. 使用量の通知 当社は、32. の規定により計算した使用量を検針日にお客さまに通知します。 34. 計量器故障時等の使用量の決定 計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。	料金の算定期間を明確化するため項目を追加したもの 項目番号のずれを修正 項目番号のずれを修正 項目番号のずれを修正

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
36. 料金の支払義務 (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生します。 (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。 (3) お客さまは、毎月の料金を 36-(1) の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。 ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日が休日の場合には、直後の休日でない日までに支払っていただきます。 (4) お客さまが 36-(3) の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落された日）に当社に対する支払いがなされたものとします。 (5) お客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで消費税等相当額を控除した料金に対して、年率 10% の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。 (6) 熱料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 37. 日割計算 (1) 当社は、基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。 ① 熱の使用を開始もしくは停止し、または契約の変更をした場合 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。 ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合 この場合、中止が連続する 6 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。 ③ 適用される料金に変更があった場合 (2) 37-(1) の規定により基本料金を日割計算する場合は、基本料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。 38. 熱媒体の放出等による賠償 受入施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さままたは建物所有者の責めに帰すべき事由により、熱媒体の熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただくことがあります。	35. 料金の支払義務 (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生します。 (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。 (3) お客さまは、毎月の料金を 35-(1) の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。 ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日が休日の場合には、直後の休日でない日までに支払っていただきます。 (4) お客さまが 35-(3) の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落された日）に当社に対する支払いがなされたものとします。 (5) お客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで消費税等相当額を控除した料金に対して、年率 10% の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。 (6) 熱料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 36. 日割計算 (1) 当社は、基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。 ① 熱の使用を開始もしくは停止し、または契約の変更をした場合 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。 ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合 この場合、中止が連続する 6 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。 ③ 適用される料金に変更があった場合 (2) 36-(1) の規定により基本料金を日割計算する場合は、基本料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。 37. 熱媒体の放出等による賠償 受入施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さままたは建物所有者の責めに帰すべき事由により、熱媒体の熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただくことがあります。	項目番号のずれを修正 項目番号のずれを修正 項目番号のずれを修正 項目番号のずれを修正

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由
附 則 1. この規程の実施期日 この規程は、<u>令和6年1月1日</u>から実施します。 2. <u>新旧料金の切替措置</u> 新料金は、令和6年1月1日以降に支払義務が発生する料金から適用します。 <u>この規程実施の日を含む料金の算定期間においては、新旧料金の使用日数に応じて使用量を按分して料金を計算します。</u> 3. 契約容量の換算 この規程の実施期日の前から継続して契約している場合の契約容量(Mcal表示)は、その契約値に4.18605を乗じて契約容量単位に換算します。この場合の端数処理は、規程5.-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。	附 則 1. この規程の実施期日 この規程は、<u>令和元年10月1日</u>から実施します。 2. <u>消費税法の改正に伴う経過措置</u> 前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。 3. 契約容量の換算 この規程の実施期日の前から継続して契約している場合の契約容量(Mcal表示)は、その契約値に4.18605を乗じて契約容量単位に換算します。この場合の端数処理は、規程5.-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。 4. 計量値の換算 <u>Mcal表示の計量器による計量の場合は、その計量した値に4.18605を乗じてMJ単位に換算し、その端数は、小数点以下第一位を切り捨てます。</u>	新たに認可を受けるため 新旧料金の切替措置を記載 現在、Mcal表示の計量器は存在しないため削除

(新) 変更後の熱供給規程		(旧) 現行の熱供給規程		変更の理由
別表 第1	料 金 表 (住宅 供給方式A)	別表 第1	料 金 表 (住宅 供給方式A)	
(1) 基本料金 (1 契約 1 か月につき)		(1) 基本料金 (1 契約 1 か月につき)		
A タイプ (給湯)	2, 8 3 2 円	A タイプ (給湯)	2, 8 3 2 円	
B タイプ (専有面積 4 0 ㎡未満)	3, 5 5 4 円	B タイプ (専有面積 4 0 ㎡未満)	3, 5 5 4 円	
C タイプ (専有面積 4 0 ㎡～5 0 ㎡未満)	3, 7 5 9 円	C タイプ (専有面積 4 0 ㎡～5 0 ㎡未満)	3, 7 5 9 円	
D タイプ (専有面積 5 0 ㎡～6 0 ㎡未満)	3, 9 6 6 円	D タイプ (専有面積 5 0 ㎡～6 0 ㎡未満)	3, 9 6 6 円	
E タイプ (専有面積 6 0 ㎡～7 0 ㎡未満)	4, 1 7 2 円	E タイプ (専有面積 6 0 ㎡～7 0 ㎡未満)	4, 1 7 2 円	
F タイプ (専有面積 7 0 ㎡～8 0 ㎡未満)	4, 3 7 9 円	F タイプ (専有面積 7 0 ㎡～8 0 ㎡未満)	4, 3 7 9 円	
G タイプ (専有面積 8 0 ㎡～9 0 ㎡未満)	4, 5 8 4 円	G タイプ (専有面積 8 0 ㎡～9 0 ㎡未満)	4, 5 8 4 円	
H タイプ (専有面積 9 0 ㎡～1 0 0 ㎡未満)	4, 7 9 0 円	H タイプ (専有面積 9 0 ㎡～1 0 0 ㎡未満)	4, 7 9 0 円	
I タイプ (専有面積 1 0 0 ㎡以上)	4, 9 9 7 円	I タイプ (専有面積 1 0 0 ㎡以上)	4, 9 9 7 円	
ただし、集会場等の基本料金は専有面積 1 0 ㎡につき 2 0 5 円 (税込) とします。		ただし、集会場等の基本料金は専有面積 1 0 ㎡につき 2 0 5 円 (税込) とします。		
(2) 従量料金		(2) 従量料金		
熱媒体	使用量	熱媒体	使用量	料金 (税込)
温水 (暖房)	1 MJ につき	温水 (暖房)	1 MJ につき	2. 6 3 2 円
給 湯	1 0 0 L につき	給 湯	1 0 0 L につき	5 0. 3 6 9 円
従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 MJ、1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。		従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 MJ、1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。		

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程	変更の理由																																												
別表 第2 料金表 (業務施設 供給方式 A・B) (1) 基本料金 (1 か月につき) <table> <tr> <th>熱媒体</th><th>契約容量</th><th>料金 (税込)</th></tr> <tr> <td>温水</td><td>1 MJ/h につき</td><td>309.55 円</td></tr> <tr> <td>冷水</td><td>1 MJ/h につき</td><td>325.57 円</td></tr> </table> 基本料金は熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、上記表の 1 MJ/h 当りの料金により算定します。 (2) 従量料金 <table> <tr> <th>熱媒体</th><th>使用量</th><th>料金 (税込)</th></tr> <tr> <td rowspan="2">温</td><td>60℃供給暖房の場合</td><td>3,300 円</td></tr> <tr> <td>45℃供給暖房の場合</td><td>2,927 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水</td><td>60℃供給給湯の場合</td><td>63,151 円</td></tr> <tr> <td>冷水</td><td>5,388 円</td></tr> </table> 従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 MJ、100 L 当りの料金により毎月算定します。	熱媒体	契約容量	料金 (税込)	温水	1 MJ/h につき	309.55 円	冷水	1 MJ/h につき	325.57 円	熱媒体	使用量	料金 (税込)	温	60℃供給暖房の場合	3,300 円	45℃供給暖房の場合	2,927 円	水	60℃供給給湯の場合	63,151 円	冷水	5,388 円	別表 第2 料金表 (業務施設 供給方式 A・B) (1) 基本料金 (1 か月につき) <table> <tr> <th>熱媒体</th><th>契約容量</th><th>料金 (税込)</th></tr> <tr> <td>温水</td><td>1 MJ/h につき</td><td>309.55 円</td></tr> <tr> <td>冷水</td><td>1 MJ/h につき</td><td>325.57 円</td></tr> </table> 基本料金は熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、上記表の 1 MJ/h 当りの料金により算定します。 (2) 従量料金 <table> <tr> <th>熱媒体</th><th>使用量</th><th>料金 (税込)</th></tr> <tr> <td rowspan="2">温</td><td>60℃供給暖房の場合</td><td>2,632 円</td></tr> <tr> <td>45℃供給暖房の場合</td><td>2,264 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">水</td><td>60℃供給給湯の場合</td><td>50,369 円</td></tr> <tr> <td>冷水</td><td>4,944 円</td></tr> </table> 従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 MJ、100 L 当りの料金により毎月算定します。	熱媒体	契約容量	料金 (税込)	温水	1 MJ/h につき	309.55 円	冷水	1 MJ/h につき	325.57 円	熱媒体	使用量	料金 (税込)	温	60℃供給暖房の場合	2,632 円	45℃供給暖房の場合	2,264 円	水	60℃供給給湯の場合	50,369 円	冷水	4,944 円	料金改定のため
熱媒体	契約容量	料金 (税込)																																												
温水	1 MJ/h につき	309.55 円																																												
冷水	1 MJ/h につき	325.57 円																																												
熱媒体	使用量	料金 (税込)																																												
温	60℃供給暖房の場合	3,300 円																																												
	45℃供給暖房の場合	2,927 円																																												
水	60℃供給給湯の場合	63,151 円																																												
	冷水	5,388 円																																												
熱媒体	契約容量	料金 (税込)																																												
温水	1 MJ/h につき	309.55 円																																												
冷水	1 MJ/h につき	325.57 円																																												
熱媒体	使用量	料金 (税込)																																												
温	60℃供給暖房の場合	2,632 円																																												
	45℃供給暖房の場合	2,264 円																																												
水	60℃供給給湯の場合	50,369 円																																												
	冷水	4,944 円																																												

指定旧供給区域収支見積書

金額単位：千円

項 目		令和5年4月1 日～令和6年 3月31日	令和6年4月1 日～令和7年 3月31日	令和7年4月1 日～令和8年 3月31日	令和8年4月1 日～令和9年 3月31日	令和9年4月1 日～令和10 年3月31日	令和10年4月 1日～令和11 年3月31日	合 計
収入の部	温熱料	1,038,872	1,085,263	1,085,263	1,085,263	1,085,263	1,085,263	6,465,187
	（熱 量）	151,914	148,735	148,735	148,735	148,735	148,735	895,589
	（単 価）	6.839	7.297	7.297	7.297	7.297	7.297	7.221
	冷熱料	376,387	390,930	390,930	390,930	390,930	390,930	2,331,037
	（熱 量）	50,485	49,354	49,354	49,354	49,354	49,354	297,255
	（単 価）	7.455	7.921	7.921	7.921	7.921	7.921	7.843
	その他の収益	878	878	878	878	878	878	5,268
	計	1,416,137	1,477,071	1,477,071	1,477,071	1,477,071	1,477,071	8,801,492
支出の部	燃料費	160,054	156,196	156,196	156,196	156,196	156,196	941,034
	（種類別の数量）m ³	1,579,510	1,569,883	1,569,883	1,569,883	1,569,883	1,569,883	9,428,925
	冷温熱購入費	20,937	20,385	20,385	20,385	20,385	20,385	122,862
	（購 入 量GJ）	122,819	119,746	119,746	119,746	119,746	119,746	721,549
	電力料	388,269	391,212	392,210	392,210	392,210	392,210	2,348,321
	労務費	126,008	127,769	129,050	129,429	133,188	130,905	776,349
	修繕費	127,522	127,522	127,522	127,522	127,522	127,522	765,132
	委託作業費	127,776	127,776	127,776	127,776	127,776	127,776	766,656
	租税課金	82,035	83,288	83,147	82,716	81,855	80,586	493,627
	減価償却費	461,055	439,870	444,814	452,649	401,559	316,312	2,516,259
	支払利息	31,303	28,750	27,348	26,583	24,831	20,950	159,765
	その他の支出	147,619	165,051	165,264	144,956	149,265	143,238	915,393
	水道	34,293	34,020	34,020	34,020	34,020	34,020	204,393
	計	1,706,871	1,701,839	1,707,732	1,694,442	1,648,807	1,550,100	10,009,791
差引利益（損失）		-290,734	-224,768	-230,661	-217,371	-171,736	-73,029	-1,208,299

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

光 が 丘 団 地 地 区

熱 供 給 規 程

令和6年1月1日実施

東京熱供給株式会社

2023〇〇資第〇号

令和5年〇〇月〇〇日 認可

目 次

§ 1. 総 則	1
1. 目 的	1
2. 適 用 区 域	1
3. 規程の認可および変更	1
4. 用語の定義	1
5. 単位および端数処理	2
6. 実 施 細 則	2
§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	3
7. 使用の申込み	3
8. 熱需給契約の成立および変更	3
9. 契約容量の変更	3
10. 承諾の限界	3
11. 名義の変更	3
12. 契約の廃止	3
§ 3. 供 給	4
13. 供 給 方 式	4
14. 供給期間および時間	4
15. 供 給 条 件	4
16. 流 量 制 限	6
17. 供給または使用の制限もしくは中止	6
18. 供給の停止およびその解除	6
19. 供給制限等の損害賠償	7
20. お客様の土地および建物への立入り	7
§ 4. 工 事	7
21. 工事の施工	7
22. お客様の土地および建物の場所の提供	7
23. 電源および空気源の提供	7
24. 工事に伴う費用の負担	8

§ 5. 受入施設の操作等	8
2 5. 受入施設の操作等	8
§ 6. 保 安	8
2 6. 保守および保安の責任分界	8
2 7. 連 絡 等	9
2 8. 受入施設の改善	9
2 9. 供給施設等の損傷防止	9
§ 7. 料 金	9
3 0. 料金の適用開始の日	9
3 1. 料 金 算 定	9
3 2. 料金の算定期間	1 0
3 3. 使用量の計算	1 0
3 4. 使用量の通知	1 0
3 5. 計量器故障時等の使用量の決定	1 0
3 6. 料金の支払義務	1 1
3 7. 日 割 計 算	1 1
3 8. 熱媒体の放出等による賠償	1 1
附 則	1 2
1. この規程の実施期日	1 2
2. 新旧料金の切替措置	1 2
3. 契約容量の換算	1 2
別表第 1 料金表（住宅 供給方式 A）	1 3
別表第 2 料金表（業務施設 供給方式 A・B）	1 4

§ 1. 総 則

1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

2. 適 用 区 域

この規程は、次の供給区域に適用します。

東京都練馬区光が丘一丁目4番から6番まで

東京都練馬区光が丘二丁目から七丁目まで

東京都練馬区旭町一丁目33番、二丁目1番、11番

東京都練馬区高松五丁目8番の一部

東京都練馬区高松五丁目24番

東京都板橋区赤塚新町三丁目31番から36番まで

3. 規程の認可および変更

(1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

4. 用 語 の 定 義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「熱媒体」とは、熱源水、温水および冷水をいいます。

(2) 「サブステーション」とは、供給方式Aの場合で、熱源水を利用して温水および冷水を製造するヒートポンプ等の設備をいいます。

(3) 「導管」とは、センタープラントの機械室外壁からサブステーション機械室入口までの熱源水管をいいます。

(4) 「供給制御装置」とは、お客さまへの熱媒体の流入状態およびお客さまからの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに付属する装置をいいます。

(5) 「計量器」とは、熱の使用量を計量して、料金算定の基礎とするための住宅および業務施設の熱量計及び流量計をいいます。

(6) 「供給施設」とは、センタープラント、サブプラント、サブステーション（建物を除く）、導管および供給制御装置、これらに付属する施設をいいます。

(7) 「受入施設」とは、次のとおりとします。

＜供給方式A＞

①サブステーションを独立した建物に設置した場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

②サブステーションを建物に併置し、当該建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁内側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

③サブステーションを建物に併置し、隣接建物に熱を供給する場合は、サブステーション機械室外壁外側50センチメートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器ならびに計量器をいいます。

<供給方式B>

原則として業務施設建物内1メートル以降の熱の受入および使用に必要な配管および機器をいいます。

- (8)「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (9)「供給方式A」とは、サブステーションで製造された温水および冷水を住宅および業務施設に供給する方式をいいます。
- (10)「供給方式B」とは、センタープラントで製造された温水および冷水を業務施設に供給する方式をいいます。
- (11)「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (12)「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
- (13)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (14)「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。

5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2) 温水および冷水の使用量の単位は、1MJ（1メガジュール）とし、1MJ未満の端数は、切り捨てます。

給湯の使用量の単位は、100L（100リットル）とし、100L未満の端数は、切り捨てます。

- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

6. 実 施 細 則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約

7. 使用の申込み

お客さまが新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。

8. 熱需給契約の成立および変更

(1) 熱需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することがあります。

9. 契約容量の変更

お客さまは、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむを得ない場合は、7. に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

11. 名義の変更

お客さまに異動を生じる場合であって、新たなお客さまがそれまで熱の供給を受けていた従来のお客さまの熱の需給に関する全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

12. 契約の廃止

(1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。

(2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。

(3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

§ 3. 供 給

13. 供 給 方 式

(1) 住 宅

供給方式Aによって熱を供給します。

(2) 業務施設

供給方式A、供給方式Bによって熱を供給します。

14. 供給期間および時間

熱の供給は、次のとおりとします。

	期 間	時 間
給 湯	通 年	終 日
温水（住宅暖房用）	10月25日～4月20日	終 日
温水（業務施設暖房用）	10月25日～4月20日	8時30分～21時
冷 水	5月1日～10月10日	8時30分～21時

ただし、期間および時間については、お客さまと協議のうえ変更することがあります。

15. 供 給 条 件

(1) 供給方式Aの場合

①送り温度

送り温度は、サブステーションの出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
給 湯	60℃	54℃～64℃
温 水	60℃	54℃～64℃
温水（業務施設）	45℃	40℃～50℃
冷 水	7℃	4℃～10℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。

②圧力

サブステーションにおける給湯・温水および冷水の運転時圧力は、各サブステーションの位置を基準として、次のとおりとします。

	圧 力 範 囲
送 り 管	0.04MPa～1.37MPa
返 り 管	0.02MPa～0.98MPa

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。また、給湯が建物所有者の給水装置の圧力をもって供給する方式の場合は、その運転時圧力とします。

(2)供給方式Bの場合

①送り温度

送り温度は、受入施設の入口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温 水	45℃	40℃～50℃
冷 水	7℃	4℃～10℃

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この温度以外の温度で供給することがあります。

②返り温度

返り温度は、受入施設の出口において、30分間測定平均値で次のとおりとします。

	標準温度	許容範囲
温 水	35℃	34℃～38℃
冷 水	12℃	11℃～13℃

③圧力

温水および冷水の通常の圧力は、TP（東京湾中等潮位）+32.84mの基準で次のとおりとします。

	圧 力 範 囲
送 り 管	0.24MPa～0.58MPa
返 り 管	0.04MPa～0.14MPa

ただし、当社は熱供給システムの運転制御上やむを得ない場合にはお客さまに支障のない範囲内で、この圧力以外の圧力で供給することがあります。

16. 流量制限

当社は、熱媒体のお客さま側への供給流量が次の制限流量をこえる場合、制御弁により温水、または冷水の供給流量を制限させていただきます。

(1) 温 水

$$\text{制限流量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{温水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$$

(2) 冷 水

$$\text{制限流量 (m}^3\text{/h)} = \frac{\text{冷水契約容量 (MJ/h)}}{\text{標準温度差 (MJ/m}^3\text{)}}$$

17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

18. 供給の停止およびその解除

(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。

- ① 熱料金が 35.-(1)の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
 - ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務が支払われない場合
 - ③ 20.の規定により当社係員がお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
 - ④ 熱を不正に使用した場合
 - ⑤ 28.の規定により当社がお客さままたは建物所有者所有の受入施設の修繕等を求め、それが実行されない場合
 - ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合
- (2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

19. 供給制限等の損害賠償

- (1) 当社は、17.の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害については、賠償の責めを負いません。
- (2) 当社は、18.-(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。

20. お客さまの土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客さままたは建物所有者の承諾をえて係員をお客さままたは建物所有者の土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客さまの求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

§4. 工 事

21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。
- (2) 受入施設に関する工事は、お客さままたは建物所有者に施工していただきます。
ただし、受入施設のうち、計量器については、当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。
なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。
- (3) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さままたは建物所有者に施工していただきます。
- (4) お客さままたは建物所有者は、受入施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。

22. お客さまの土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客さまはその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客さまにおいて地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。
- (2) 計量器およびその付属装置を設置する場所は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。

24. 工事に伴う費用の負担

- (1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費についてはお客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。
- (2) 受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者の所有とし、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (3) 受入施設のうち、計量器は当社の所有としますが、これに要する工事費は、お客さままたは建物所有者に工事負担金として負担していただきます。
ただし、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。
- (4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (5) お客さままたは建物所有者の都合により供給施設の取り替え、移設等の工事を行う場合または特殊な施設を設置する場合、これに要する工事費はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
- (6) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客さままたは建物所有者所有の施設の修繕に要する費用はお客さままたは建物所有者に負担していただきます。
ただし、当社所有の施設であってもお客さままたは建物所有者の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客さままたは建物所有者から修繕に要した費用をいただきます。
- (7) 契約成立後、お客さままたは建物所有者の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
- (8) お客さままたは建物所有者に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとします。

§ 5. 受入施設の操作等

25. 受入施設の操作等

受入施設（当社所有の施設を除く。）の操作、検査等は、原則として別に定める実施細則に従ってお客さままたは建物所有者に行っていただきます。

ただし、供給施設に影響を与えると予想される操作、検査等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

§ 6. 保 安

26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設（当社所有の施設を除く。）は、お客さままたは建物所有者において保守および保安の責任を負っていただきます。

27. 連 絡 等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さままたは建物所有者は、お客さままたは建物所有者所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さままたは建物所有者は、お客さま建物内の当社所有の施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、当社に連絡していただきます。

28. 受入施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求め、またはその使用をお断りすることがあります。

29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に、導管、分岐ボックスの上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

また、分岐ボックスには雨水の流入等が生じないように地盤面を維持していただきます。

§ 7. 料 金

30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

31. 料 金 算 定

(1) 住 宅

① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。

② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて住宅の型式に応じて別表第1により毎月算定します。

③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第1により毎月算定します。

(2) 業務施設

① お客さまが毎月支払う料金は、基本料金と従量料金の合計額とします。

② 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、別表第2により毎月算定します。

③ 従量料金は、計量器の検針によって計量された使用量に基づき、別表第 2 により毎月算定します。

32. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間(以下「検針期間」といいます。)とします。

ただし、熱の供給を開始し、または需給契約を廃止した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日までの期間または、直前の検針日の翌日から廃止日の前日までの期間とします。

33. 使用量の計算

- (1) 料金算定のために行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- (2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。
- (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、給湯 100 L、冷水、温水は 1 MJ とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。

34. 使用量の通知

当社は、33. の規定により計算した使用量を検針日にお客さまに通知します。

35. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

36. 料金の支払義務

- (1) お客様の料金の支払義務は、検針日に発生します。
- (2) お客様の支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客様は、毎月分の料金を 36.-(1) の規定による支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日以内（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
ただし、支払義務発生の日の翌日から起算して 30 日目が休日の場合には、直後の休日でない日までに支払っていただきます。
- (4) お客様が 35.-(3) の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客様の預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。
- (5) お客様が支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了の日の翌日から支払日まで消費税等相当額を控除した料金に対して、年率 10% の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- (6) 熱料金等の支払いは支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

37. 日 割 計 算

- (1) 当社は、基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。
 - ① 熱の使用を開始もしくは廃止し、または契約の変更をした場合
この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
 - ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客様に使用を中止していただいた場合
この場合、中止が連続する 6 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。
 - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 37.-(1) の規定により基本料金を日割計算する場合は、基本料金月額に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

38. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客様または建物所有者の責めに帰すべき事由により、熱媒体の熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただくことがあります。

1. この規程の実施期日

この規程は、令和6年1月1日から実施します。

2. 新旧料金の切替措置

新料金は、令和6年1月1日以降に支払義務が発生する料金から適用します。

この規程実施の日を含む料金の算定期間においては、新旧料金の使用日数に応じて使用量を按分して料金を計算します。

3. 契約容量の換算

この規程の実施期日の前から継続して契約している場合の契約容量(Mc a l 表示)は、その契約値に4. 1 8 6 0 5 を乗じて契約容量単位に換算します。この場合の端数処理は、規程 5.-(1)の規定にかかわらず、小数点以下第一位を切り捨てます。

別表 第1

料 金 表

(住宅 供給方式 A)

(1) 基本料金 (1 契約 1 か月につき)

住 宅 型 式	料金 (税込)
A タイプ (給湯)	2, 8 3 2 円
B タイプ (専有面積 4 0 m ² 未満)	3, 5 5 4 円
C タイプ (専有面積 4 0 m ² ～5 0 m ² 未満)	3, 7 5 9 円
D タイプ (専有面積 5 0 m ² ～6 0 m ² 未満)	3, 9 6 6 円
E タイプ (専有面積 6 0 m ² ～7 0 m ² 未満)	4, 1 7 2 円
F タイプ (専有面積 7 0 m ² ～8 0 m ² 未満)	4, 3 7 9 円
G タイプ (専有面積 8 0 m ² ～9 0 m ² 未満)	4, 5 8 4 円
H タイプ (専有面積 9 0 m ² ～1 0 0 m ² 未満)	4, 7 9 0 円
I タイプ (専有面積 1 0 0 m ² 以上)	4, 9 9 7 円

ただし、集会場等の基本料金は専有面積 1 0 m²につき 2 0 5 円 (税込) とします。

(2) 従量料金

熱媒体	使用量	料金 (税込)
温水 (暖房)	1 M J につき	3. 3 0 0 円
給 湯	1 0 0 L につき	6 3. 1 5 1 円

従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 M J、1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。

別表 第2

料 金 表

(業務施設 供給方式 A・B)

(1) 基本料金 (1 か月につき)

熱媒体	契約容量	料金 (税込)
温 水	1 MJ/h につき	3 0 9 . 5 5 円
冷 水	1 MJ/h につき	3 2 5 . 5 7 円

基本料金は熱の使用の有無にかかわらず、年間を通じて契約容量に基づき、上記表の 1 MJ/h 当りの料金により算定します。

(2) 従量料金

熱媒体		使用量	料金 (税込)
温 水	6 0℃供給暖房の場合	1 M J につき	3 . 3 0 0 円
	4 5℃供給暖房の場合	1 M J につき	2 . 9 2 7 円
	6 0℃供給給湯の場合	1 0 0 L につき	6 3 . 1 5 1 円
冷 水		1 M J につき	5 . 3 8 8 円

従量料金は計量器の検針によって計量された使用量に基づき、上記表の 1 MJ、1 0 0 L 当りの料金により毎月算定します。

(別紙)

5. 供給規程変更申請添付説明資料

事業者名 東京熱供給株式会社

地区名 光が丘団地地区

様式第1	総括原価算定表
様式第2	熱需要想定
様式第3第1表	最大熱需要・設備能力
様式第3第2表	設備投資計画
様式第4第1表	需要種別整理原価表
様式第4第2表	熱料金総括表
様式第4第3表	収入計算書
(付属)	総額表示料金表

総括原価算定表

(単位:千円)

年度 項目	令和6年 1月1日～ 12月31日	令和7年 1月1日～ 12月31日	令和8年 1月1日～ 12月31日	合計	算定説明
役員給与	4,877	4,877	4,877	14,631	基本料金単価を維持するため自主カット(約32%)し、全体の1/5を配賦(地区数割)。
給料手当	51,944	52,460	52,821	157,225	令和4年度実績と算定期間の組織構成をベースに算定し、自主カット(36%)を行った。
退職金	840	823	1,291	2,954	令和4年度実績と算定期間の組織構成をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
雑給	15,131	15,233	15,288	45,652	令和4年度実績と算定期間の組織構成をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
厚生費	10,605	10,738	10,843	32,186	令和4年度実績と算定期間の組織構成をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
燃料費	156,196	156,196	156,196	468,588	熱需要想定と熱のエネルギー効率(令和4年度実績値0.879)に基づきガス使用量を計算し、東京ガス(株)との直近の大口ガス契約により算定。令和5年10月適用分の単価を用いた。
冷温熱光熱費	20,385	20,385	20,385	61,155	熱需要想定とエネルギー総合効率(令和4年度実績値0.879)に基づき計算した排熱受入量と、排熱売買契約により算定。直近の取引単価(令和5年4月改定)を用いた。
修繕費	86,942	86,942	86,942	260,826	算定要領に基づき、帳簿原価と直前2年間の経常修繕費を用いて算定し、自主カット(約32%)を行った。
電力料	388,665	392,210	392,210	1,173,085	熱需要想定とエネルギー総合効率(令和4年度実績値0.879)に基づき電気使用量を計算し、東京電力EIP(株)の電力供給契約により算定。令和5年10月適用分の単価を用いた。
水道料	34,020	34,020	34,020	102,060	熱需要想定と令和4年度実績値に基づき計算した水道使用量と、東京都上下水道単価により算定。
消耗品費	8,315	8,315	8,315	24,945	令和3、4年度実績平均値をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
賃借料	31,876	31,876	31,876	95,628	令和4年度実績値をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
委託作業費	87,164	87,164	87,164	261,492	令和3、4年度実績平均値をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
租税課金	55,019	55,160	54,916	165,095	令和3、4年度実績値と帳簿価額、設備投資計画等をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
試験研究費	0	0	0	0	
需要開発費	0	0	0	0	
固定資産除却費	12,187	16,873	10,054	39,114	原価算定期間中に設備工事が完了する案件の撤去費および残存簿価額から算定し、自主カット(約32%)を行った。
貸倒償却	604	604	604	1,812	令和3、4年度実績平均値をベースに算定し、自主カット(約32%)を行った。
雑費	23,022	23,022	23,022	69,066	令和3、4年度実績値をベースに固有の委託費を除いて算定し、自主カット(約32%)を行った。
減価償却費	302,837	302,018	308,490	913,345	帳簿価額、設備投資、法定償却率により算定し、自主カット(約32%)を行った。
営業費計	1,290,629	1,298,916	1,299,314	3,888,859	
営業外費用	0	0	0	0	
事業報酬	53,543	48,572	43,080	145,195	レートベース方式により算定(事業報酬率3.02%)し、自主カット(約32%)を行った。
法人税住民税・事業税	18,623	16,894	14,984	50,501	事業報酬率2.38%(他人資本報酬率分を除く)、実行税率30.62%で計算し、自主カット(約32%)を行った。
原価総額(A)	1,362,795	1,364,382	1,357,378	4,084,555	自主カットの総額は1,077,352千円/年。
控除項目(B)	-887	-887	-887	-2,661	営業外収益の令和3、4年度実績平均値をベースに算定した。
差引料金原価(A)-(B)	1,361,908	1,363,495	1,356,491	4,081,894	

(注)算定内訳を添付すること。(簡易算定方式の場合を除く。)

様式第2

熱 需 要 想 定

年度		令和6年 1月1日～12月31日	令和7年 1月1日～12月31日	令和8年 1月1日～12月31日	合 計
項 目					
需要家 状況	業務施設 <年間増加件数> (件数)	0	0	0	0
	<年度末件数>	57	57	57	171
	<年間増加面積> (床面積)	0	0	0	0
	<年度末面積m2>	162,529	162,529	162,529	487,587
	集合住宅 <年間増加件数>	0	0	0	0
	給湯 <年度末件数> 暖房	11,040 4,970	11,040 4,970	11,040 4,970	33,120 14,910
年間延 契約容 量 (GJ/h)	個別住宅 <年間増加件数>	—	—	—	—
	<年度末件数>	—	—	—	—
	業務用ビル 冷水	503.940	503.940	503.940	1,511.820
	温水45℃暖房	292.332	292.332	292.332	876.996
	温水60℃	100.764	100.764	100.764	302.292
	集合住宅 <一戸当たり> 冷水 (総容量)	— —	— —	— —	— —
	<一戸当たり> 暖房 (総容量)	0.013 116.298	0.013 116.298	0.013 116.298	0.039 348.894
	<一戸当たり> 給湯 (総容量)	0.115 572.123	0.115 572.123	0.115 572.123	0.345 1,716.369
	個別住宅 冷熱	—	—	—	—
	温熱	—	—	—	—
	給湯	—	—	—	—
	合 冷水	503.940	503.940	503.940	1,511.820
	温水45℃暖房	292.332	292.332	292.332	876.996
	温水60℃	100.764	100.764	100.764	302.292
	計 住宅暖房	116.298	116.298	116.298	348.894
	住宅給湯	572.123	572.123	572.123	1,716.369
年間販 売熱量 (GJ)	業務用ビル 冷水(業務)	49,354	49,354	49,354	148,062
	温水45℃暖房(業務)	12,532	12,532	12,532	37,596
	温水60℃(業務)	8,210	8,210	8,210	24,630
	集合住宅 <一戸当たり> 冷熱 (総熱量)	— —	— —	— —	— —
	<一戸当たり> 暖房 (総熱量)	1.672 8,311	1.672 8,311	1.672 8,311	5.016 24,933
	<一戸当たり> 給湯 (総熱量)	10.841 119,682	10.841 119,682	10.841 119,682	32.523 359,046
	個別住宅 冷熱	—	—	—	—
	温熱	—	—	—	—
	給湯	—	—	—	—
	合 冷水(業務)	49,354	49,354	49,354	148,062
	温水45℃暖房(業務)	12,532	12,532	12,532	37,596
	温水60℃(業務)	8,210	8,210	8,210	24,630
	計 住宅給湯	119,682	119,682	119,682	359,046
	住宅暖房	8,311	8,311	8,311	24,933

*需要の状況により、項目の変更可

様式第3第1表

最大熱需要・設備能力

年度		令和6年 1月1日～ 12月31日	令和7年 1月1日～ 12月31日	令和8年 1月1日～ 12月31日
項 目				
最大熱需要 (GJ/h)	冷 熱	42.0	42.0	42.0
	温 熱	42.4	42.4	42.4
	給 湯	47.7	47.7	47.7
設 備 能 力	ボイラー GJ/h	小型貫流、炉筒煙管式 92.4	小型貫流、炉筒煙管式 92.4	小型貫流、炉筒煙管式 92.4
	ヒートポンプ GJ/h	レシプロ、スクリュウ、スクロール	レシプロ、スクリュウ、スクロール	レシプロ、スクリュウ、スクロール
	加熱	156.6	156.6	156.6
	冷却	19.8	19.8	19.8
	冷凍設備 GJ/h	電動ターボ 27.8	電動ターボ 27.8	電動ターボ 27.8
	冷温水貯水槽 m3	8,250	8,250	8,250
	その他 GJ/h			

様式第3第2表

設備投資計画

(設備投資額)

(単位:千円)

設備名		年度	令和6年度 1月1日～ 12月31日	令和7年度 1月1日～ 12月31日	令和8年度 1月1日～ 12月31日	計	
製造設備	土地					0	
	建物(建物附属設備を含む)					0	
	構築物					0	
	機械装置	ボイラー					0
		冷凍設備(ヒートポンプを含む)					0
		熱交換器					0
		温水・冷水貯水槽					0
		その他機械装置	83,984	135,000	77,500	296,484	
	その他	4,827	10,000		14,827		
	計	88,811	145,000	77,500	311,311		
供給設備	土地					0	
	建物(建物附属設備を含む)					0	
	構築物					0	
	機械装置	31,766	15,883	15,883	63,532		
	導管					0	
	熱量・流量計	52,802	45,451	43,655	141,908		
	その他	11,100			11,100		
	計	95,668	61,334	59,538	216,540		
業務設備	土地					0	
	建物(建物附属設備を含む)					0	
	構築物					0	
	機械装置					0	
	その他					0	
	計	0	0	0	0		
合 計		184,479	206,334	137,038	527,851		

需要種別整理原価表

区分	項目	配賦比率(%)			配賦額(千円)			冷熱・温熱等需要種別										
		配賦基準		冷熱	温熱	合計	冷熱	温熱	業務・住宅別配賦比率(%)					配賦額(千円)				
		配賦基準	冷熱	温熱			冷水業務	温水45℃ 暖房・業務	温水60℃ -業務	住宅 給湯	住宅 暖房	冷水業務	温水45℃ 暖房・業務	温水60℃ -業務	住宅 給湯	住宅 暖房		
変動費	役員給与	販売熱量比	24.92%	75.08%	14,631	3,646	10,985		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	3,646	926	606	8,839	614
	給料手当	販売熱量比	24.92%	75.08%	157,225	39,180	118,045		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	39,180	9,952	6,509	94,980	6,604
	退職金	販売熱量比	24.92%	75.08%	736	736	2,218		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	736	187	122	1,785	124
	雑給	販売熱量比	24.92%	75.08%	43,652	11,376	34,276		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	11,376	2,890	1,890	27,578	1,918
	厚生費	販売熱量比	24.92%	75.08%	32,186	8,021	24,165		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	8,021	2,037	1,333	19,444	1,351
	修繕費	販売熱量比	24.92%	75.08%	260,826	64,998	195,828		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	64,998	16,510	10,798	157,565	10,955
	消耗品費	販売熱量比	24.92%	75.08%	24,945	6,216	18,729		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	6,216	1,579	1,033	15,069	1,048
	賃借料	販売熱量比	24.92%	75.08%	95,628	23,830	71,798		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	23,830	6,053	3,959	57,769	4,017
	委託作業費	販売熱量比	24.92%	75.08%	261,492	65,164	196,328		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	65,164	16,552	10,826	157,967	10,983
	租税課金	販売熱量比	24.92%	75.08%	165,095	41,142	123,953		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	41,142	10,451	6,835	99,734	6,933
固定費	試験研究費	販売熱量比	24.92%	75.08%	0	0	0		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	0	0	0	0	0
	需要開発費	販売熱量比	24.92%	75.08%	0	0	0		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	0	0	0	0	0
	固定資産除却費	販売熱量比	24.92%	75.08%	39,114	9,747	29,367		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	9,747	2,476	1,619	23,629	1,643
	貸倒償却	販売熱量比	24.92%	75.08%	1,812	452	1,360		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	452	115	75	1,095	75
	雑費	販売熱量比	24.92%	75.08%	69,066	17,211	51,855		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	17,211	4,372	2,859	41,723	2,901
	減価償却費	販売熱量比	24.92%	75.08%	913,345	227,606	685,739		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	227,606	57,815	37,812	551,752	38,360
	営業外費用	販売熱量比	24.92%	75.08%	0	0	0		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	0	0	0	0	0
	事業報酬	販売熱量比	24.92%	75.08%	145,195	36,183	109,012		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	36,183	9,191	6,011	87,712	6,098
	法人税住民税・事業税	販売熱量比	24.92%	75.08%	50,501	12,585	37,916		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	12,585	3,197	2,091	30,508	2,120
	控除項目(△)	販売熱量比	24.92%	75.08%	-2,661	-663	-1,998		販売熱量比	24.92%	6.33%	60.41%	4.20%	-2,661	-663	-110	-1,608	-112
変動費	振替				-246,336	-119,962	-126,374							-246,336	-119,962	-102,660	-352,164	132,331
	小計				2,030,670	447,468	1,583,202							2,030,670	447,468	85,067	1,023,377	227,963
	燃料費	購入量比	0.00%	100.00%	468,588	0	468,588		購入量比	0.00%	8.43%	80.46%	5.59%	468,588	0	39,502	377,026	26,194
	冷温熱光熱費	購入量比	0.00%	100.00%	61,155	0	61,155		購入量比	0.00%	8.43%	80.46%	5.59%	61,155	0	5,155	49,205	3,419
	電力料	購入量比	28.11%	71.89%	1,173,085	329,754	843,331		購入量比	28.11%	5.98%	4.82%	39.7%	1,173,085	329,754	70,150	56,543	670,066
	水道料	購入量比	50.64%	49.36%	102,060	51,683	50,377		購入量比	50.64%	4.15%	2.72%	39.73%	102,060	51,683	4,235	2,776	40,548
	振替				246,336	343,918	-97,582							246,336	343,918	-19,000	-14,671	-4,204
	小計				2,051,224	725,355	1,325,869							2,051,224	725,355	100,042	1,077,138	74,799
	合計				4,081,894	1,172,823	2,909,071							4,081,894	1,172,823	158,957	2,100,515	302,762

基本料金原価		2,030,670	447,468	1,583,202						2,030,670	447,468	246,795	85,067	1,023,377	227,963
従量料金原価		2,051,224	725,355	1,325,869						2,051,224	725,355	100,042	73,890	1,077,138	74,799
合計料金原価		4,081,894	1,172,823	2,909,071						4,081,894	1,172,823	346,837	158,957	2,100,515	302,762
販売熱量1MJ当たり(円/MJ)		6.87円	7.92円	6.52円						6.87円	7.92円	9.23円	6.45円	5.85円	12.14円

(注) 1. 需要の状況により、項目の変更可
2. 配賦基準の算定内訳を添付すること。(簡易算定方式の場合を除く。)

様式第4第2表

熱料金総括表

需要種別	原価計 (千円)	基本料金原価 (千円)	従量料金原価 (千円)	契約容量累計 (GJ/h、戸)	販売熱量累計 (GJ)	基本料金(月額) (円/MJ/h)	従量料金 (円/MJ)	総合単価 (円/MJ)
冷水(業務)	1,172,823	447,468	725,355	1,511,820	148,062	295.98	4,899	7.92
温水45℃暖房(業務)	346,837	246,795	100,042	876,996	37,596	281.41	2,661	9.23
温水60℃(業務)	158,957	85,067	73,890	302,292	24,630	281.41	3,000	6.45
住宅給湯	2,100,515	1,023,377	1,077,138	397,428	359,046	2,575	3,000	5.85
住宅暖房	302,762	227,963	74,799	178,935	24,933	1,274	3,000	12.14
合計	4,081,894	2,030,670	2,051,224		594,267			6.87

(注) 1. 需要の状況により、項目の変更可
 2. 料金改定の場合は、以下に現行料金との比較表を作成すること
 ※住宅給湯の従量料金45.79円/L=2.393×19.1372(小数点第3以下切り捨て)

	今回(A)	現行(B)	差(A)-(B)
冷熱			
基本料金(月額)(円/MJ/h)	295.98	295.98	0
従量料金(円/MJ)	4,899	4,495	0.404
60℃供給暖房			
基本料金(月額)(円/MJ/h)	281.41	281.41	0
従量料金(円/MJ)	3,000	2,393	0.607
45℃供給暖房			
基本料金(月額)(円/MJ/h)	281.41	281.41	0
従量料金(円/MJ)	2,661	2,059	0.602
60℃供給給湯			
基本料金(1契約1か月につき)(円)	2,575	2,575	0
従量料金(円/100L)	57.41	45.79	11.62

収入額比較(千円)	4,081,894	3,751,418	330,476
-----------	-----------	-----------	---------

現行料金との比較表

	新料金	現行料金	改定率
基本料金(月額)冷熱 (円/MJ/h)	295.98	295.98	0.0%
60℃供給暖房	281.41	281.41	0.0%
45℃供給暖房	281.41	281.41	0.0%
給湯	2,575	2,575	0.0%
冷熱	4,899	4,495	9.0%
60℃供給暖房	3,000	2,393	25.4%
45℃供給暖房	2,661	2,059	29.2%
給湯	57.41	45.79	25.4%

(注) 該当しない場合は、省略すること

様式第4第3表

収入計算書

項目	年度	平成6年 1月1日～ 12月31日	平成7年 1月1日～ 12月31日	平成8年 1月1日～ 12月31日	計
基本料金	冷水・業務(千円/年)	149,148	149,148	149,148	447,444
	温水45℃暖房・業務(千円/年)	82,260	82,260	82,260	246,780
	温水60℃・業務(千円/年)	28,344	28,344	28,344	85,032
	住宅給湯(千円/年)	341,125	341,125	341,125	1,023,375
	住宅暖房(千円/年)	75,979	75,979	75,979	227,937
	計(千円/年)	676,856	676,856	676,856	2,030,568
従量料金	冷水・業務(千円/年)	241,782	241,782	241,782	725,346
	温水45℃暖房・業務(千円/年)	33,343	33,343	33,343	100,029
	温水60℃・業務(千円/年)	24,630	24,630	24,630	73,890
	住宅給湯(千円/年)	359,046	359,046	359,046	1,077,138
	住宅暖房(千円/年)	24,933	24,933	24,933	74,799
	計(千円/年)	683,734	683,734	683,734	2,051,202
計	冷水・業務(千円/年)	390,930	390,930	390,930	1,172,790
	温水45℃暖房・業務(千円/年)	115,603	115,603	115,603	346,809
	温水60℃・業務(千円/年)	52,974	52,974	52,974	158,922
	住宅給湯(千円/年)	700,171	700,171	700,171	2,100,513
	住宅暖房(千円/年)	100,912	100,912	100,912	302,736
	計(千円/年)	1,360,590	1,360,590	1,360,590	4,081,770

*需要の状況により、項目の変更可

総括原価4,081,894千円に対し、料金収入が4,081,770千円となり124千円の未回収額がありますが、これは料金単価作成にあたり、端数処理を行なったことによるものです。

(総額表示料金表)

当該地区の料金は、消費税の総額表示料金とするため、様式第4第2表で算定された料金に消費税率の10%を乗じ、表示単位未満の端数を切り捨てとした。

		(消費税等相当額加算前料金) 様式第4第2表から (A)	消費税率 (B)	料金(税込) (C)=(A)×(B)
冷水 業務	基本料金(月額)(円/MJ/h)	295.98	10%	325.57
	従量料金(円/MJ)	4.899	10%	5.388
温水45℃ 暖房・業務	基本料金(月額)(円/MJ/h)	281.41	10%	309.55
	従量料金(円/MJ)	2.661	10%	2.927
温水60℃ ・業務	基本料金(月額)(円/MJ/h)	281.41	10%	309.55
	従量料金(円/MJ)	3.000	10%	3.300
住宅 給湯	基本料金(月額)(円/MJ/h)	2,575	10%	2,832
	従量料金(円/MJ)	3.000	10%	3.300
住宅 暖房・業務	基本料金(月額)(円/MJ/h)	1,274	10%	1,401
	従量料金(円/MJ)	3.000	10%	3.300

給湯用の従量料金は、リットル計量しているため 単位換算19.1372MJ/リットルを乗じて

	消費税等相当額加算前料金	消費税率	料金(税込)
温水60℃・業務の給湯用(円/リットル)	57.41	10%	63.151
住宅給湯(円/リットル)	57.41	10%	63.151

住宅のタイプ別基本料金(1ヶ月につき)	消費税等相当額加算前料金	消費税率	料金(税込)
Aタイプ(給湯のみ)	2,575	10%	2,832
Bタイプ(専用面積40m2未満)	3,231	10%	3,554
Cタイプ(専用面積40m2以上～50m2未満)	3,418	10%	3,759
Dタイプ(専用面積50m2以上～60m2未満)	3,606	10%	3,966
Eタイプ(専用面積60m2以上～70m2未満)	3,793	10%	4,172
Fタイプ(専用面積70m2以上～80m2未満)	3,981	10%	4,379
Gタイプ(専用面積80m2以上～90m2未満)	4,168	10%	4,584
Hタイプ(専用面積90m2以上～100m2未満)	4,355	10%	4,790
Iタイプ(専用面積100m2以上)	4,543	10%	4,997
集会所等は10m2につき	187	10%	205